

税の知識

医療費控除の対象とならないもの

Q 医療費控除は、健康保険などで補填された分を差し引いて計算するようですが、この場合の補填された費用はどんなものがあるのでしょうか。また、医療費に含まれない費用についても教えてください。

A 医療費控除を計算する場合、支払った医療費から保険金などで補填される額を差し引いてその金額にもとづいて医療費控除が計算されます。

保険金などで補填される費用

は次のものがあります。

①健康保険組合、共済組合などから支給を受ける分娩費、家族療養費、高額療養費、配偶者分娩費などの給付金

たとえば出産の場合に給付される分娩費の最低保障額は二十万円です。なお、勤務先から支給される育児手当金、お祝い金などは医療費から差し引く必要はありません。

支払った医療費が高額の場合には給付される高額療養費は一般には同一人が同一月、同一医療機関で六万三千円を超えた場合、その超えた部分が給付されます。

②損害保険契約や生命保険契約などにもとづき支払いを受ける障害保険金や医療保険金、入院給付金など

たとえば、契約内容に応じて一定期間以上入院した場合には入院給付金（入院給付日額×入院日数）が給付されます。

③医療費の補填を目的として受ける損害賠償金や任意の互助組合から受ける給付金

以上の補填される金額が確定申



告時に確定していない場合には、その見込額を支払った医療費から差し引いて申告します。後日補填された金額を受け取った場合は、その額が申告した見込額よりも多かったときは修正申告書を、見込額よりも受取額の方が少ないときは更正の請求書を提出することになります。

医療費に含まらない費用
医療費に含まれない費用としては次のようなものがあります。

①容姿を美化し、容姿を変えるなどの目的で支払った整形手術の費用

ただし二十歳ぐらいまでの子供の歯列矯正は医療費控除の対象となります。

②健康増進や疾病予防などのための医薬品の購入費

③人間ドックなどの健康診断のための費用

④治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器などの購入費

斜視などを矯正するための特別な眼鏡や、眼を手術した後一定期間にわたり眼鏡を保護するための保護眼鏡などは認められます。

⑤紙おむつ、寝具類の費用および医師などに支払った謝礼金

寝たきり老人などの使用する紙おむつの費用については、医師により紙おむつ使用証明書が発行された場合に限り医療費になります。

⑥通院に自家用車を使用した場合の駐車場代やガソリン代など

⑦かつらの購入費

⑧出産のための実家に里帰りするための交通費

以上は医療費控除の対象となりません。



医療費控除に該当したら、それを支払ったということを証明する領収書の添付が

どうしても必要です。領収書に代わるものとして、メモ類があるわけですが、できることならメモ類に診察券とか薬袋のコピーをつけて税務署に還付申告するのが速やかに還付を受ける秘訣です。

問合先 税務課

給与支払報告書の提出は1月31日まで

平成五年分の給与所得に係わる報告書の提出は一月の末日です。

報告書は去る十一月二十二日、年末調整説明会会場でお渡ししてありますので期日までに提出してください。なお、当日会場に来られなかった事業所については郵送済みですので確認をお願いします。

★記載についてのお願
①摘要欄に必ず配偶者名、扶養控除の対象となった者の氏名を記入してください。

②老人の同居者、障害者の同居者等の氏名も必ず記入してください。

③同居していない者を扶養控除の対象としている場合はとくにその者の住所まで記入してください。

④③の同居していない場合で市内、市外の区分を記入してください。

⑤中途就職・退職欄についても必ず記入してください。この場合、

摘要欄に前職所得合算済の記入をしてください。

⑥配偶者の合計所得欄についても十分に注意してください。できれば多めの方が還付処理できますのでよろしいかと考えます。

以上六つのうち①②③④については所得証明書ならびに扶養証明書の発行ができなくなりますので重ねて記入漏れのないようお願いします。

また、⑤についても摘要欄に記入がされていまいと、市県民税の計算では合算処理してしまいま

すのであらかじめお断りしておきます。
*青色申告をなされている方についても専従者給与の報告を期日までにしてくださいようお願いいたします。

連絡先 税務課

国民年金の加入手続きをしましょう

あなたは、国民年金の被保険者ですか。

国民年金の被保険者は3種類に分けられていて、保険料の納め方や給付の内容が異なります。

自営業や農業の方は第1号被保険者といい、自分で1ヵ月10,500円の保険料を納めます。

厚生年金や共済組合に加入している人は第2号被保険者といい、保険料は給付から天引きされます。

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者は第3号被保険者といい、個々に保険料を納める必要はなく配偶者が加入している年金制度でまとめて負担します。あなたは、どの加入者になりますか。国民年金にまだ加入していない人はすぐに届け出をしましょう。

問合先 国民年金係